

一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項」及び「一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年一宮市条例第10号。以下「条例」という。）第14条第1項」の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示します。

令和6年4月1日

愛知県一宮市長 中野 正康

第1 総則

1 対象区域

一宮市全域

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第2 ごみ処理実施計画

1 ごみの発生量の見込み

一般廃棄物の種類	家庭系	事業系	計画量
可燃ごみ	65,223 t	23,221 t	88,444 t
不燃ごみ	6,106 t	-	6,106 t
粗大ごみ	922 t	-	922 t
資源	12,968 t	-	12,968 t
合計	85,219 t	23,221 t	108,440 t

2 ごみの排出の抑制のための方策

(1) 全市域統一したごみの分別収集の実施

平成20年4月1日から全市域統一のごみ分別収集を実施し、引き続きごみ出しルールの周知徹底を図る。

(2) 「いちのみや530（ごみゼロ）作戦」の実施

1人1日53グラムのごみ減量に取り組む「いちのみや530（ごみゼロ）作戦」について、市民へ浸透を図るため以下の方策を実施する。

①環境月間実施事業

毎年10月を一宮市環境月間と位置付け、市民の生活環境の保全と環境衛生意識の向上を図っている。

- ・清掃事業運動を全市的に展開し、その普及に努める
- ・環境をテーマとした作品の募集、入賞作品の展示と入賞者の表彰を実施
- ・市内ショッピングセンターにて環境月間啓発キャンペーンを実施
- ・不法投棄の取り締まりを強化
- ・市広報、ポスター、横断幕などによる啓発を実施

②施設見学や出前講座

市ごみ処理施設の見学や出前講座を受け付け、ごみの減量、分別ルールの啓発やごみ処理の説明を実施する。

③廃棄物減量等推進審議会事業

一般廃棄物の減量・再利用・適正処理の推進に関する調査研究及び審議を行う。

④ごみ減量親子モニター事業

親子でリサイクル工場を見学することにより、子どものときからごみ減量やリサイクルに関心を持ち、知識を深めてもらう。

⑤資源回収事業推進助成事業

町内会等に助成金、各再生資源協同組合に交付金を支出し、登録団体に奨励金を交付することにより、資源の回収事業を円滑に実施する。

⑥使用済み家庭用インクカートリッジ回収事業

ごみの減量とCO₂排出抑制のため、家庭で使用済みとなったインクカートリッジを回収し、リサイクルする。

⑦その他広報活動

「資源とごみの分け方・出し方辞典」の発行や、通知機能を搭載し、スマートスピーカーに対応しているスマートフォン向けの新しいごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入するとともに、広報の活用、パンフレット「一宮市環境センター」、環境部公式SNSアカウントの運用等により情報提供を行い、市民に対しごみ減量の啓発を行う。

(3) プラスチックごみゼロへの取り組み

海洋生物への悪影響が懸念されている、海洋プラスチックごみの排出をなくすことを目指し、消費者、事業者、行政が一体となって、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを進める。

3 ごみ・資源の分別区分及び排出方法

(1) 家庭系ごみ

平成20年4月1日から全市域統一のごみ分別収集を実施

①指定ごみ袋制度

分別ルール of 徹底やごみ出しマナーの向上を図るため、可燃ごみ・不燃ごみ・収集資源の排出には指定ごみ袋を使用する。可燃ごみ用は黄色、不燃ごみ用は無色、資源用は緑色とする。

②家庭系ごみの分別区分及び排出方法

分別区分	主な種類	排出方法	収集回数	
可燃ごみ	台所ごみ、資源にならない紙や布類、ゴム・皮革製品類、草・枝・木くず、汚れの落ちにくいプラスチック製容器包装など	排出は収集日当日の朝とし、可燃ごみ用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに可燃ごみ集積場所へ排出する。	週2回	
不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、プラスチック製品類(容器包装を除く)、家電・小型機器類など	排出は収集日当日の朝とし、不燃ごみ用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回	
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らない、縦・横・高さのいずれかが60cm以上のもの、大きさに関係なく6kg以上のもの	電話またはインターネットでの申込みにより市の指示に従い、納付券を貼付し、指示日の午前8時30分までに指定場所へ排出する。	週1回 (5点まで)	
収集資源	プラスチック製容器包装	カップ、トレイ、パック類、袋・ラップ類、ボトル類、キャップ・ラベル類など	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに可燃ごみ集積場所へ排出する。	週1回
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類、乳飲料用のペットボトル	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回
	空き缶・金属類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、なべ・やかん・フライパン・食器など	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回
町内回収資源	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙バック	ひもで束ね(雑がみは紙袋に入れても可)、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所へ排出する。	月1回
	布類	古着、毛布、シーツ、カーテン	ひもで束ね又は袋に入れて、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所へ排出する。	
	ガラスびん	飲料用、食料用、化粧品用など	色分けし、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所に置かれた回収かごへ排出する。	
	資源ではない「有害ごみ」	蛍光管、乾電池、コイン電池、鏡、水銀式体温計、水銀式血圧計	品目分けし、指定日の午前7時30分から午前9時までに町内の回収場所に置かれたコンテナへ排出する。	

※ 詳細は「資源とごみの分け方・出し方辞典」(令和4年11月発行)による。
 ※ 各集積場所及び回収場所は、それを利用しようとする市民が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。

③資源のその他排出方法

分別区分	主な種類	排出方法	回収日	
拠点回収	ペットボトル、 空き缶・金属類、 紙類、 布類、 ガラスびん、 その他、 使用済み植物性 食用油	※P. 3(1)②家庭系ごみの分別区分及び排出方法の「収集資源」及び「町内回収資源」を参照	市内4ヵ所に設置された資源回収拠点へ直接持参する。 ・一宮市環境センター ・旧尾西清掃事業所 ・一宮市社会福祉協議会大和事務所駐車場 ・一宮市障害者相談支援センターあすか（コスモス福祉会）駐車場	土曜日・日曜日 午前9時から 午後3時まで
	小型家電	携帯電話、 デジタルカメラ、 ビデオカメラ、 電子辞書、 携帯音楽プレーヤー、 電子ゲーム機器、 電卓、 ポータブルカーナビ、 ACアダプタ、 小型充電式電池（リチウム イオン電池等）を取り外せ ない小型家電	市内21ヵ所に設置された小型家電回収ボックスに直接持参する。 ・テラスウォーク一宮アピター宮店 ・アピタパワー木曾川店 ・イオンモール木曾川 ・DCMカーマ尾西店 ・一宮市役所本庁舎 ・尾西庁舎 ・木曾川庁舎 ・葉栗出張所 ・丹陽町出張所 ・浅井町出張所 ・大和町出張所 ・萩原町出張所 ・千秋町出張所 ・博物館 ・一宮地域文化広場 ・尾西南部生涯学習センター ・総合体育館 ・エコハウス138 ・温水プール ・尾張一宮駅前ビル（i-ビル） ・環境センター北館	各施設の 開場時間内
	使用済みインク カートリッジ	使用済みインク カートリッジ (全メーカー対象)	市内17ヵ所に設置されたインクカートリッジ回収ボックスに直接持参する。 ・一宮市役所本庁舎 ・尾西庁舎 ・木曾川庁舎 ・葉栗出張所 ・丹陽町出張所 ・浅井町出張所 ・大和町出張所 ・萩原町出張所 ・千秋町出張所 ・博物館 ・一宮地域文化広場 ・尾西南部生涯学習センター ・総合体育館 ・エコハウス138 ・温水プール ・尾張一宮駅前ビル（i-ビル） ・環境センター北館	各施設の 開場時間内

※ 詳細は「資源とごみの分け方・出し方辞典」（令和4年11月発行）による。

④一時多量ごみ

家庭から排出される一時多量ごみは、可燃物と不燃物に分別し、排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入するか、市が家庭系一般廃棄物について許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表1）に委託し収集運搬して処理を行う。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表1）に委託し収集運搬して処理を行う。また、紙類・布類・鉄類などの資源は分別し、再生業者へ引き渡し処理をする。

一般廃棄物収集運搬業の許可については、市の許可業者（別表1）の収集運搬能力に余力があるため、新規の申請は受け付けない。

(3) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器の処理

排出者が、購入した小売業者または買い換えする小売業者に引き取りを依頼し、必要な費用を負担した上で引き渡しすることを原則とする。

ただし、買い換え以外で、購入した小売業者が廃業で存在しない場合又は購入した小売業者が遠方で引き渡しが困難な場合は、次の方法で引き渡しする。

①排出者が、製造業者等の配置する下記の指定引取場所に自ら搬入する。

排出者が、直接下記の指定引取場所まで搬入し、その場で「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を支払う。

指定引取場所
昭栄金属（株）一宮市丹陽町五日市場字天上126
西濃運輸（株）小牧支店 小牧市新小木1-92
西濃運輸（株）六条倉庫 岐阜県岐阜市六条大溝1-10

②市が排出者より引き取り、製造業者等の配置する指定引取場所まで運搬する。

排出者は、製造業者等に「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を支払った後、市に対し下記の収集運搬料金を支払い、「特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）」とともに引き渡す。

市が収集運搬し、指定引取場所まで運搬するもの	2,400円/台
排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入し、市が指定引取場所まで運搬するもの	1,600円/台

市は、引き取った家電リサイクル法対象機器を指定引取場所に運搬する。

(4) 排出及び搬入禁止物

市で処理することが困難または危険である下記のものについては、市で取り扱わない。排出者は、販売店等に引き取りを依頼する。

- ① 農薬等毒性物質
- ② 爆発物等危険性のあるもの
- ③ 燃え殻及び汚泥
- ④ 廃油、廃酸及び廃アルカリ
- ⑤ 著しく異臭を放つもの
- ⑥ 水銀含有廃棄物
- ⑦ 感染性医療廃棄物
- ⑧ オートバイ、原動機付自転車、温水機、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械・器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器、フロンを使用した製品、その他処理が困難であるもの
- ⑨ 指定再資源化製品（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定再資源化製品をいう。）として回収されるもの
 - ・ パーソナルコンピューター
 - ・ 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）

(5) 法第9条の9の規定による環境大臣の認定（広域認定）を受けたものが回収するもの

- ・ 廃スプリングマットレス
- ・ 廃密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）
- ・ 廃開放形鉛蓄電池
- ・ 廃FRP船
- ・ 廃火薬類
- ・ 廃携帯電話用装置
- ・ 使用済小型電子機器 等
- ・ 廃パーソナルコンピューター
- ・ 廃二輪自動車
- ・ 廃消火器
- ・ 廃印刷機
- ・ 廃インクカートリッジ

4 一般廃棄物の処理主体および処理方法

(1) 家庭系ごみ

種類		収集運搬	中間処理		最終処分	
		主体	主体	方法	主体	方法
可燃ごみ		市（直営） 市（委託）	市（直営）	焼却処理 （焼却灰は一部資源化）	市（直営） 市（委託）	埋立 処理
					市（委託）	資源化
不燃ごみ		市（委託）	市（直営）	破碎処理後、焼却処理、 小型家電、コード類は選別 後資源化	市（直営） 市（委託）	埋立 処理
粗大ごみ		市（委託）			資源化（売却）	市（委託）
収集 資源	プラスチック 製容器包装	市（直営） 市（委託）	市（委託）	選別・圧縮固縛	(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す	
	ペットボトル	市（委託）	市（委託）	選別・圧縮固縛	(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す	
	空き缶・金属類	市（委託）	市（直営）	選別・圧縮固縛	資源化（売却）	
町内 回収 資源	紙類	市（協定）	古紙回収業者へ引き渡す		-	
	布類	市（協定）	資源回収業者へ引き渡す		-	
	ガラスびん	市（協定）	資源回収業者へ引き渡す		-	
	その他	市（協定）	市（直営）	選別・破碎	(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す（乾電池は業者へ引き渡す）	
拠点 回収 等	ペットボトル、空き缶・ 金属類、紙類、布類、ガ ラスびん、 使用済み植物 性食用油	排出者	資源回収業者へ引き渡す		-	
	その他		市（直営）	選別・破碎	(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す（乾電池は業者へ引き渡す）	
	小型家電		市（直営）	ボックスから回収後選別	資源化（売却）	
			リネットジャパンリサイクル(株)による 宅配便回収		-	
集団 回収	紙類、布類、 空き缶類	排出者	資源回収業者へ引き渡す		-	
家庭から排出される 一時多量ごみ		排出者 許可業者 別表1	市（直営）	焼却処理、又は破碎処理後 焼却処理	市（直営） 市（委託）	埋立 処理

(2) 事業系ごみ

種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
	主体	主体	方法	主体	方法
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	排出者	市（直営） 市（委託）	焼却処理、又は破碎処理後 焼却処理	市（直営） 市（委託）	埋立 処理 資源化
	許可業者別表1	許可業者	資源化（堆肥処理等）	-	-

5 一般廃棄物の処理計画

(1) 収集及び運搬

区分	家庭系一般廃棄物		事業系一般廃棄物	
	収集	自己搬入	自己搬入	許可業者
可燃ごみ	63,473 t	1,750 t	4,758 t	18,463 t
不燃ごみ	4,132 t	1,974 t	-	-
粗大ごみ	922 t	-	-	-
資源	11,418 t	1,550 t	-	-

家庭系資源の内訳

区分	収集資源及び町内回収資源	拠点回収等	集団回収
プラスチック製 容器包装	4,453 t	-	-
ペットボトル	780 t	53 t	-
空き缶・金属類	547 t	46 t	5 t
紙類	4,179 t	727 t	379 t
布類	303 t	65 t	20 t
ガラスびん	1,077 t	214 t	-
その他	79 t	26 t	-
小型家電	-	15 t	-
計	11,418 t	1,146 t	404 t

(2) 中間処理

① 市ごみ処理施設

名称	一宮市環境センター 焼却施設
所在地	一宮市奥町字六丁山52
処理方法	焼却（全連続燃焼式）
処理能力	150 t / 24 h × 3炉
処理する廃棄物	可燃ごみ
処理量	94,130 t
残渣と処分方法	焼却灰 9,413 t 埋立または資源化 固化灰 3,765 t 埋立

名称	一宮市リサイクルセンター	
所在地	一宮市奥町字六丁山52	
処理方法	破砕（堅型高速回転複合式）・選別	選別・圧縮
処理能力	51 t / 5 h	9 t / 5 h
処理する廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ	空き缶・金属類
処理量	7,132 t	547 t
残渣と処分方法	不燃物 319 t 埋立 金属類 1,033 t 資源化	金属 492 t 資源化（売却） 残渣 55 t 焼却・埋立

② 中間処理委託施設

名称	木曾川環境クリーン(株) 第2リサイクルセンター	尾張テクアス(株) グリーンプラント
所在地	一宮市木曾川町黒田三ノ通り196	一宮市明地字金屋敷73-1
処理方法	選別・圧縮固縛	選別・圧縮固縛
処理能力	20 t / 日 (2.5 t / h)	4.8 t / 日 (0.6 t / h)
処理する廃棄物	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
処理量	3,375 t	1,259 t
残渣と処分方法	プラスチックベール 1,941 t 資源化 残渣 1,434 t 破砕・埋立・資源化	プラスチックベール 1020 t 資源化 残渣 239 t 破砕・埋立・資源化

名称	木曾川環境クリーン(株) 第6リサイクルセンター	コスモス福祉会 コスモス千秋リサイクルセンター
所在地	一宮市木曾川町黒田二ノ通り188	一宮市千秋町一色字東出16
処理方法	選別・圧縮固縛	選別・圧縮固縛
処理能力	6 t / 日 (0.75 t / h)	3.2 t / 日 (0.4 t / h)
処理する廃棄物	ペットボトル	ペットボトル
処理量	540 t	253 t
残渣と処分方法	ペットボトルベール 454 t 資源化 残渣 86 t 破砕・埋立・資源化	ペットボトルベール 213 t 資源化 残渣 40 t 破砕・埋立・資源化

名称	三重中央開発(株)	住友大阪セメント(株)
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	兵庫県赤穂市折方字中水尾1513
処理方法	焼成	焼成
処理する廃棄物	焼却灰	焼却灰
処理量	300 t	1,000 t
残渣と処分方法	資源化	資源化

名称	大平洋セメント（株）藤原工場
所在地	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361-1
処理方法	焼成
処理する廃棄物	焼却灰
処理量	600 t
残渣と処分方法	資源化

③ 法第7条に基づく一般廃棄物処分業許可業者施設

名称	木曾川環境クリーン(株) 第3リサイクルセンター	(株)ディーアイディー尾西営業所 バイオマスリサイクルセンター
所在地	一宮市木曾川町外割田字二ノ通り117	一宮市明地字井之内31-3、32-1、 33-1、34-1、34-2、35、36
処理方法	堆肥化（生ごみ処理装置）	堆肥化（スクープ方式）
処理能力	1 t / 日（24 h）×4基	14 t / 日
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）
処理量	503.69 t	1109.30 t
残渣と処分方法	堆肥 資源化	堆肥 資源化

名称	(株)アース・リサイクルエナジー	高橋造園土木（有）
所在地	一宮市大和町馬引字東中境38-1	一宮市萩原町西御堂字南江西19
処理方法	破碎	破碎
処理能力	4.8 t / 日	50.0 t / 日
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（木くず）	事業系一般廃棄物（木くず）
処理量	307.50 t	1123.50 t
残渣と処分方法	チップ 資源化	チップ 資源化

④ 一宮市外での処理施設

名称	(株)小柵屋 飛島FRセンター	(有)八開チップ
所在地	愛知県海部郡飛島村木場2-80	愛知県愛西市鶴多須町寺浦108
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）
処理量	3.42 t	836.9 t
残渣と処分方法	飼料化	堆肥 資源化

名称	力興木材工業(株)	(株)美濃ラボ
所在地	滋賀県米原市春照125番地	岐阜県海津市平田町今尾1195-1
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（刈り草）	事業系一般廃棄物（実験動物死体等）
処理量	6.4 t	2.37 t
残渣と処分方法	破碎	焼却処分 埋立

名称	自然応用科学(株)	山友木材(株)
所在地	岐阜県山県市大字大森字恋洞235-3	岐阜県関市上之保1902番地1
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）	事業系一般廃棄物（刈り草）
処理量	70.06 t	10.9 t
残渣と処分方法	破碎 資源化	破碎

名称	(株)ケミカルフォース 名古屋工場	(株)マルダイ（大野チップ工場）
所在地	愛知県名古屋港区潮見町37-10	岐阜県揖斐郡大野町五之里148-1
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）	事業系一般廃棄物（伐木・伐竹）
処理量	80.19 t	192.43 t
残渣と処分方法	堆肥 資源化	破碎

名称	(株)バイオス小牧
所在地	愛知県小牧市大字下末字野本398番
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（生ごみ）
処理量	80.19 t
残渣と処分方法	メタン発酵

(3) 最終処分

① 市最終処分場

名称	一宮市光明寺最終処分場
所在地	一宮市光明寺字寅新田4-1
全体面積	21,540 m ²
全体容量	105,480 m ³
構造	管理型処分場
埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、不燃物
埋立量	1,385 t

② 最終処分場委託施設

名称	(財)愛知臨海環境整備センター 衣浦港3号地廃棄物最終処分場	三重中央開発(株)
所在地	愛知県知多郡武豊町字三号地1	三重県伊賀市予野字鉢屋4713
全体面積	480,000 m ²	491,216 m ²
全体容量	5,640,000 m ³	6,165,896 m ³ ※
構造	管理型処分場	管理型処分場
埋立方式	海面埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、固化灰	固化灰
埋立量	8,700 t	1,000 t

※三重中央開発㈱の全体容量は産廃を含む。

名称	エコシステム花岡(株)	(株)富山環境整備
所在地	秋田県大館市花岡町字堤沢42	富山県富山市婦中町吉谷3-3
全体面積	140,841 m ²	231,300 m ²
全体容量	3,041,554 m ³	8,973,520 m ³
構造	管理型処分場	管理型処分場
埋立方式	平面埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、固化灰	焼却灰、固化灰
埋立量	1,000 t	1,000 t

(別表1) 法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者(ごみ)

許可業者名	所在地	内容
(株)海部清掃	あま市西今宿字平割26	事業系一般廃棄物
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(有)稲沢クリーンサービス	稲沢市一色下方町368-3	事業系一般廃棄物
エコムカワムラ(株)	岐阜県安八郡輪之内町里85-3	事業系一般廃棄物
大成環境(株)	小牧市大字本庄字山之内1251-9	事業系一般廃棄物
(有)岡田商店	名古屋市市中川区富田町大字千音寺字東福正 4722-10	事業系一般廃棄物
(株)尾張紙業	清須市春日新田86	事業系一般廃棄物
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物

(株)金光	一宮市蓮池字郷西77	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(株)紙資源名古屋	江南市般若町南山163-1	事業系一般廃棄物
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
共栄サービス	一宮市木曽川町黒田字中野黒190	事業系一般廃棄物
国本商店	一宮市定水寺字山ケ作24-3	事業系一般廃棄物
(株)倉衛工業	江南市古知野町北屋敷111	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
クリーンシステム(株)	一宮市北小渕字西幟26-1	事業系一般廃棄物
(有)ケーアイ	北名古屋市中村権現5	事業系一般廃棄物
(株)サンキョーイノベーション	稲沢市正明寺2-22-5	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
(有)シンセイ	一宮市明地字東下城78-1	事業系一般廃棄物
西部開発(株)	小牧市小牧原1-10	事業系一般廃棄物
(株)大中環境	一宮市明地字山中25	事業系一般廃棄物
大和エネルギー(株)	春日井市明知町1510-1	事業系一般廃棄物
大和エンタープライズ(株)	江南市上奈良町久保144	事業系一般廃棄物
榎高島衛生	岐阜県岐阜市柳津町丸野4-80	事業系一般廃棄物
(有)タツミ産業	江南市松竹町八幡118	事業系一般廃棄物
(株)中部クリーンシステム	江南市中般若町東10	事業系一般廃棄物
(株)ディーアイディー	一宮市常願通5-20-1	事業系一般廃棄物
東海装備(株)	名古屋市瑞穂区大喜町5-17	事業系一般廃棄物
永井産業(株)	名古屋市西区則武新町3-1-17	事業系一般廃棄物
林商店	一宮市大和町妙興寺字三十八社前40-5	事業系一般廃棄物
(株)福井商店	一宮市佐千原字北切野56	事業系一般廃棄物
福田三商(株)	名古屋市南区千竈通2-14-1	事業系一般廃棄物
(株)富士商行	春日井市桃山町3-191	事業系一般廃棄物
星山商店(有)	稲沢市一色神宮町52	事業系一般廃棄物
(有)ホテイクリーン	江南市安良町地藏78	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
丸ア金属(株)	一宮市明地字下柳之内78-1	事業系一般廃棄物
丸福解体工業(株)	一宮市北今字堀田27-1	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(株)ミズサキ	岩倉市八劔町寺山12	事業系一般廃棄物
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195-1	事業系一般廃棄物
(有)芳村商店	春日井市東野新町2-9-7	事業系一般廃棄物
(有)ワイ・エス	愛西市赤目町杉土居12-2	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
(株)愛北産業	岩倉市曾野町709	特定家庭用機器(荷卸)
オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場88	特定家庭用機器(荷卸)
シバタ(株)	江南市古知野町桃源46	特定家庭用機器(荷卸)
(株)新栄工業	犬山市中山町2-37	特定家庭用機器(荷卸)

第3 食品ロス削減推進実施計画

1 食品ロスの削減推進のための方策

(1) 主な施策内容

- ①親子でやさしいクッキング教室の開催
環境に配慮した買い物や料理・後片付けの仕方を啓発する。
- ②食べきり協力店の拡充
食品ロスの削減に取り組む店舗を、「いちのみや食べきり協力店」として登録し、その取組を広く紹介することにより、市民及び事業者の意識の啓発を図る。
- ③食品ロス量の実態調査等の実施
市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的実施する。
- ④食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供
食品ロスの削減に向けた先進的な取り組みに関する情報・事例の収集とその発信・提供を実施する。
- ⑤フードドライブ事業の支援
フードドライブを実施しようとする事業者や活動団体に対して、情報やノウハウの発信・提供を実施する。
- ⑥段ボールコンポストの活用促進
食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（堆肥化等）を促進する。
- ⑦環境に配慮した食生活の啓発
市民に対して食材の使い切り、食べ残し等の抑制を啓発する。
- ⑧食品ロス削減レシピの発信
民間団体と連携し、食品ロス削減を目的としたレシピの作成をする。作成したレシピを市のウェブサイト等で発信する。
- ⑨フードシェアリングサービスの活用
フードシェアリングサービスを活用し、廃棄になりそうな飲食物などの食品ロス削減を促進する。

2 食品ロス削減計画

市では2022（令和4）年度の食品ロス発生量を基に、計画期間の最終年度となる2030（令和12）年度の家庭系食品ロス量の目標値を6,824tと設定し、取り組みを推進しています。

当年度の食品ロス発生量の見込み

項目	計 画 量
家庭系食品ロス量	8,038 t

第4 生活排水処理実施計画

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	計 画 量	合 計
し 尿	7,811 kℓ	80,665 kℓ
浄化槽汚泥	72,854 kℓ	

2 処理形態別人口

区分	人口
下 水 道	198,944 人
合併処理浄化槽	77,515 人
単独処理浄化槽	87,330 人
計画収集（し尿）	15,749 人
合 計	379,538 人

(令和5年3月31日現在)

3 生活排水処理促進に関する方策

(1) し尿・浄化槽に関する方策

① 合併処理浄化槽への転換促進

くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する個人に対して補助金の交付を行う。

② 浄化槽の適切な維持管理の促進

浄化槽の適切な維持管理が実施されるよう、市ウェブサイトや文書等で指導啓発を行うとともに、清掃・保守点検・法定検査の未実施者に対して、実施を促す文書の送付を行う。また、浄化槽を管理する事業所に対して立入検査（水質検査）を行う。

(2) 下水道に関する方策

① 下水道接続率の向上

下水道未接続世帯を戸別訪問し、接続指導を行う。

(3) その他

① 啓発イベントの実施

市が実施するイベント等において、生活排水の適正処理や浄化槽の維持管理、合併処理浄化槽への転換促進を目的とした啓発活動を実施する。

② 浄化槽協議会の活用

保守点検、清掃、法定検査の関係業者等により構成されており、市民や事業者に向けて浄化槽の適正な使用・維持管理をするよう啓発を行う。

4 し尿・浄化槽汚泥の処理主体および処理方法

種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
	主体	主体	方法	主体	方法
し尿	許可業者 別表2 別表3	市（直営）	標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却）	市（直営）	埋立処理
浄化槽汚泥		市（直営）	標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却）	市（直営）	埋立処理

5 処理計画

(1) 収集運搬について

市内で発生するし尿（下水道に接続されたものの処理を除く。）・浄化槽汚泥は、市が許可した一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者（別表2、別表3）に委託し収集運搬をする。

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業の許可については、市の許可業者（別表2、別表3）の収集運搬能力に余力があるため、新規の申請は受け付けない。

(2) 中間処理について

① 処理施設

市のし尿処理施設である一宮市衛生処理場にて処理をする。

名称	一宮市衛生処理場
所在地	一宮市奥町字六丁山8
処理方法	標準脱窒素処理方式高度処理付
処理能力	100k1/日×2施設
処理する廃棄物及び処理量	し尿 : 7,811 k0 浄化槽汚泥 : 72,854 k0
残渣と処分方法	希釈汚水105,000 k0を一宮市西部浄化センター特水系に移送 余剰汚泥（脱水）及びし渣は一宮市環境センター焼却施設にて焼却

② 処理量の見込み

区分	し尿	浄化槽汚泥
処 理 量	7,811 k0	72,854 k0

(別表2) 法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿、浄化槽汚泥）

許可業者名	所在地	内容
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	し尿、浄化槽汚泥
(有) 青空クリーン	一宮市大和町福森字井戸畑34-3	し尿
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	し尿、浄化槽汚泥
中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町3-11	浄化槽汚泥
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	浄化槽汚泥
(株)起町衛生社	一宮市西五城字上切5-2	し尿、浄化槽汚泥
(株)カナックス	一宮市三条字中1	し尿、浄化槽汚泥

(別表3) 浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業許可業者

許可業者名	所在地	内容
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	浄化槽清掃
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	浄化槽清掃
中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町3-11	浄化槽清掃
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	浄化槽清掃
(株)起町衛生社	一宮市西五城字上切5-2	浄化槽清掃
(株)カナックス	一宮市三条字中1	浄化槽清掃